

特許出願に対する第三者からの情報提供制度(台湾)

審査中の発明特許出願について、出願人が自ら特許権取得に有利な審査資料を提供し審査官が参考にするほか、第三者が特許査定すべきではない理由があると認めた場合は、例えば、出願前に既に公開されている又は出願人は出願資格を有さない等の理由があるとき、審査官の参考として知的財産局に意見を陳述して関連する情報を提供することができます。

第三者が意見陳述するシステムを更に明確にし、審査の正確性と効率をより高めるため、知的財産局は 2013 年 1 月 1 日から施行された改正特許法施行規則に第 39 条を新設し、特許出願が公開されてから査定されるまでの間、当該発明は特許査定されるべきではないと認める何人も、理由及び関連する証明文書を添付して知的財産局に意見を陳述することができるしました。この新設された第 39 条は、日本の特許法施行規則第 13 条の 2 及び中国特許法施行規則第 48 条の規定を参考に制定されたものです。

情報提供する場合は、知的財産局が公告した「特許出願の審査参考用情報提供申請書」を提出します。申請書には、申請者(提供者)の氏名(会社名)及び住所を記載し、特許要件を満たしていないことの理由書、証拠資料、又は他国特許庁の審査資料等を添付します。この他、個人情報保護法に基づき、第三者の関連情報、資料を秘密保護する必要がある場合は、申請書の提供者の氏名(会社名称)と住所又は提供した情報の個所をチェックすれば、知的財産局は秘密保護措置をとります。当該個所がチェックされていない場合、提供された関連資料は参考として出願人に提供され、更に情報は公開され且つ審査で参考にされます。第三者が意見陳述した資料は、単に参考的な性格のもので、知的財産局に返答の義務はありません。

情報提供の流れについては、フローチャートをご参照下さい。

聯合專利商標事務所 UNION PATENT SERVICE CENTER

TAIPEI OFFICE

11th F., 346 Nanking E. Road, Sec. 3, Taipei 105, TAIWAN

TEL : (886-2) 2721-1306

FAX : (886-2) 2752-1800 ; 2711-5984

E-mail : upsc@unionpatent.com.tw

URL : www.unionpatent.com.tw

TOKYO OFFICE

9th Floor 1-28-1-901 Higashi-Ikebukuro, Toshima-ku, Tokyo

TEL : 03-3988-7421

FAX : 03-3988-3491 ; 03-3988-7424

E-mail : upsc@unionpatent.co.jp

URL : www.unionpatent.co.jp

HONG KONG OFFICE

Units E-F, 20th Floor, Neich Tower, 128 Gloucester Road, Hong Kong

TEL : (852)2511-1348

FAX : (852)2511-6737 ; 2507-4697

E-mail : upsc@unionpatent.com.hk

URL : www.unionpatent.com.hk

発明特許出願に対する第三者からの情報提供

フロー チャート

